

新業法適用除外で国会活動など展開

共済の今日と未来を考える懇話会

日本勤労者山岳連盟(労山)、全日本民主医療機関連合会(民医連)、全国商工団体連合会(全商連)、全国保険医団体連合会(保団連)で構成する「共済の今日と未来を考える懇話会」(以下、懇話会)は、これまでの運動をさらに広げる構えだ。制度廃止の決定を余儀なくされた団体も出始めていることなどから、金融庁への抗議や保険業法の適用除外を引き続き求めていく方針で、今後も金融庁との交渉をはじめ、衆参両院の金融委員会担当議員への働きかけを続けていく考えだ。

共済制度が存続の危機に

懇話会は、新保険業法により、自己完結型の健全な仕組みで共済を運営している団体が、営利目的の民間企業と同等に扱

われることで、自主的に運営する共済制度が存続の危機にひんしていることへの危機感を募らせている。2006年1月の

第1回シンポジウム開催以来、3月には国会行動(新保険業法適用除外を求める国会議員に対する要請行動)、5月には第

2回シンポジウム開催、HPによる継続的な訴えなどの活動を行ってきた。

各団体が、金融庁に話し合いを求めたり、国会に出向いて状況説明をしたり、署名を集めて提出したりもしている。

今後、懇話会としては、衆参両議院議長あての請願署名に切り替えていく方針。請願趣旨は、

「06年4月1日に施行された『改正』保険業法に

よって、各団体が、その組織の目的の一つとして構成員のために自主的にやっている共済制度が、存続の危機に追い込まれている。保険業法『改正』の趣旨は、いわゆる『二七共済』への規制が目的だった。団体が自主的に行う共済への規制と干渉は憲法違反であり、

これまで、健全に運営をしてきた『仲間どうしの助け合い』に、もっつけの論理を押し付けることは認められない」というもので、「自主的な共済を新保険業法の適用除外にすること」を請願項目としている。

懇話会の事務局(窓口)は、これまでに、教

職員、PTA、障害者などで構成する複数の団体からの問い合わせや訪問を受けており、情報交換を行うと同時に、今後、ともに活動していくことの確認などもしている。

会ではまもなく、HPもリニューアルして活動について浸透させ、賛同者も増やし活動を強化していく予定。さらに、多くの国会議員にこの問題を知らせてもらうための勉強会を国会議員会館で開催する計画だ。